

みんなで守ろう、ルールとマナー

十勝川は、私たちの暮らしに安らぎと潤いを与えてくれる憩いの場です。そこにゴミを捨てるとどうになってしまうのか、もっと身近に、もっと大切に、十勝川を考えてほしい。川に捨てられているゴミは全て、私たちの生活から出たものです。ゴミは絶対に「捨てない、捨てさせない」よう、きれいな川はみんなで守りましょう。



ゴミ処理場案内

有料

ゴミ処理場は、一般の方でも搬入すれば利用することが可能です。

帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・豊頃町・池田町・浦幌町のみ利用可

くりりんセンター

☎0155-37-3550

- 住所/帯広市西24条北4丁目1番地5
- 時間/月曜日～土曜日の9:00～17:00
(日曜日、祭日、休日の日、12月31日～1月2日は除く)
- 種類/可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミ

くりりんセンターは、ごみ処理を核に、余熱を利用したごみ発電や環境学習施設、樹木の観察やパークゴルフ場を兼ね備えた公園など、新しい時代のごみ処理、リサイクル総合施設です。
一般の方もゴミを持ち込むことができ、自分でゴミを分別して置くロータリー方式になっています。資源化できるものは極力資源化し、機械にかける必要のないものは確実に分別して最後に残ったゴミだけを埋め立て地へ。住民参加のもと、ゴミのリサイクルと適正処理を実現しているのです。

清水町のみ利用可

清水町清掃センター

☎0156-63-3351

- 住所/清水町字羽帯83番地
- 種類/
可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミ・大型ゴミ

新得町のみ利用可

新得町清掃センター

☎0156-64-6302

- 住所/新得町字基線63
- 種類/
可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミ・大型ゴミ

士幌町・上士幌町のみ利用可

北十勝2町清掃工場

☎0156-42-4055

- 住所/上士幌町字上士幌西1線214番地
- 種類/可燃ゴミ・不燃ゴミ・大型ゴミ

※詳しくは各処理場にお問い合わせ下さい。



川にゴミを捨てるのはやめましょう。

一人一人の心がけがきれいな川へとつながっていきます。

河川は公共の財産。特に海に接する部分の少ない十勝では、川や河川敷は貴重な水辺空間として人々の心に安らぎを与えてくれる場所です。都市部に住んでいると緑が豊かで水の流れる清らかな川辺へと足を運び、ホッとしたいくなる時があると思います。そんな時は、ゴミの落ちていない美しい環境の中で心身ともに安らぎを得たいものです。
日本でも有数の清流と全国から大きな評価を受けている札内川をはじめとする十勝川を、地域に住む私たち自身が貴重な財産と認識して誇りをもち、守っていかなくてはなりません。

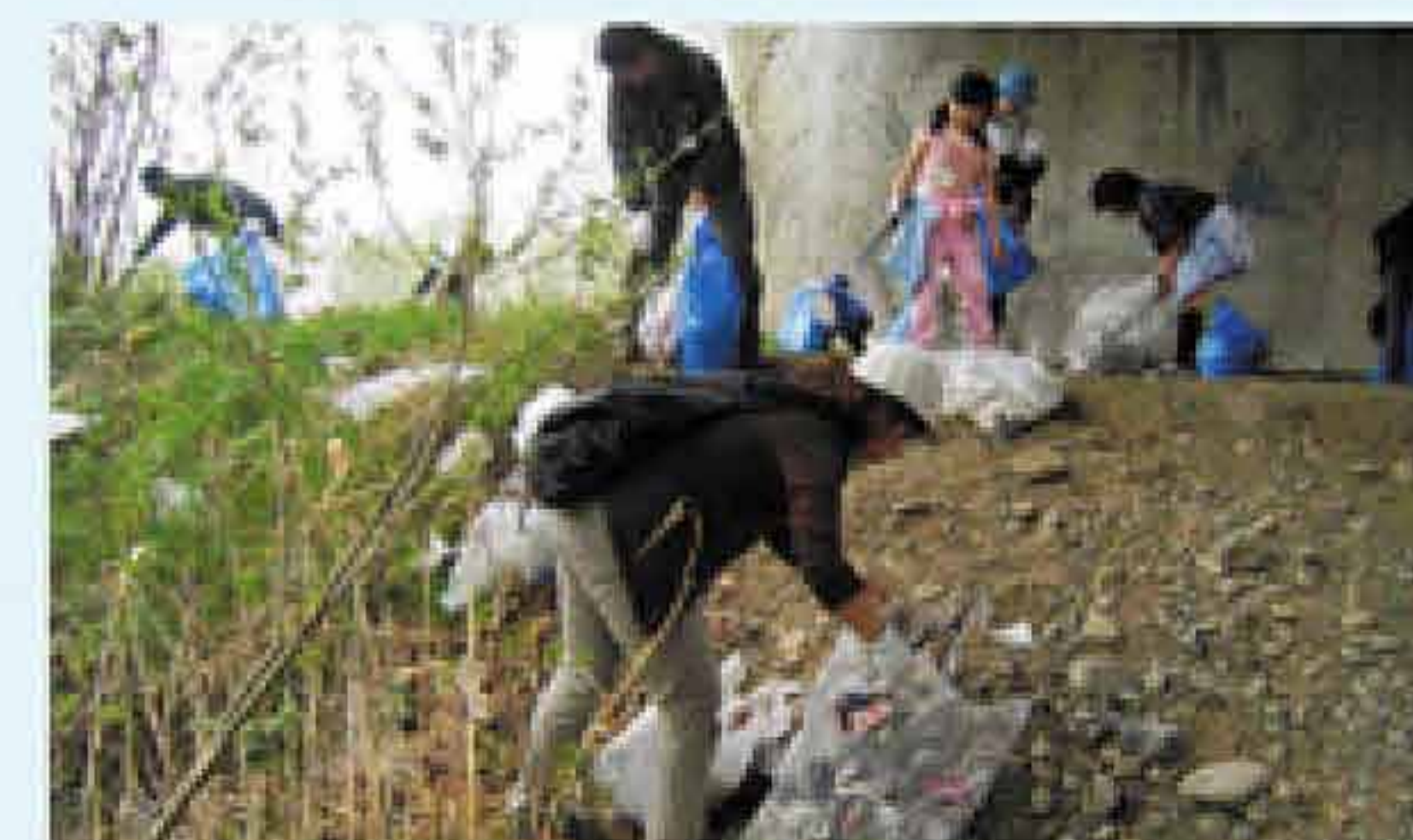


▲札内川



▲札内川

札内川の河川敷では、毎年雪解け後に「クリーンウォークとかち in 札内川」が開催されています。昨年もたくさんの方が参加し、清掃活動が行なわれました。参加した子供たちは「こんなに多いとは思わなかった」「きれいな川にしたいよね」と、小さな手で一生懸命にゴミを拾っていました。これから先も子供たちに美しい自然環境を残していくため、ゴミを捨てるような行為は絶対に許されません。



リサイクルと減量化にご協力ください!

未来の地球の為に、一人一人の心がけが大切です。

家庭のゴミは分別して規定の収集場所へ

- 美しい自然と環境を守るため、家庭から出るゴミは、必ず分別して、各市町村が決めている収集日、収集場所へ出しましょう。
- 分別することによって資源として再利用できるゴミもたくさんあります。
- また各家庭でも、ムダなごみを出さないように工夫(不要品の交換、過剰包装の抑制、衣類や家具のリフォームなど)にご協力ください。
- 河川や空き地などには絶対にゴミの不法投棄をしないで、決められた処分方法を守りましょう。

分別方法

ガラスビン	空き缶	ペットボトル <small>※キャップもラベルも一緒</small>	容器包装用 プラスチック類	容器包装用 その他紙類
飲料用ガラスビン	飲料用空きビン	飲料用ペットボトル	紙	包装紙
・ジュース類 ・酒類 ・栄養ドリンク類	・ジュース類 ・缶詰の空き缶 ・フルーツ類 ・惣菜類	・ジュース類 ・調味料類	・トレイ ・飲料容器 ・菓子袋 など	・紙 ・飲料容器 など
↓	↓	↓	↓	↓
・キャップをはずす ・軽くすすぐ	・軽くすすぐ ・油が固くなる時は ティッシュなどで 軽く拭き取る	・キャップをはずす ・ラベルをはずす ・軽くすすぐ	・汚れのあるものは 軽くすすぐ	・汚れのあるものは 軽くすすぐ

知っていますか？

川への不法投棄は 法律により厳しく罰せられます。

- 3ヶ月以下の懲役もしくは20万円以下の罰金
(河川法)
- 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

みなさまからのご意見をお待ちしております。

このマップをご覧になってのご意見やご感想をお手紙・FAXでお寄せ下さい。